

平成26年 2 月 21 日提出

町の区域の変更について

公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地が生じたことに伴い、熊本市の町の区域を次のとおり変更する。

熊本市長 幸 山 政 史

あらたに生じた土地	編入する町
<p>熊本市南区海路口町字浦田北下割4065の66、4065の63、4065の79、4065の81、4065の80、4065の82、4065の57、4065の90に隣接介在する水路に隣接する道路地先並びに字浦田南下割3799の4、3798の4に隣接する水路に隣接する道路地先公有水面埋立地</p> <p style="text-align: right;">28,994.79平方メートル</p>	<p>熊本市南区海路口町 字浦田北下割</p>

(提出理由)

公有水面の埋立てにより、市の区域内の町の区域を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。